

宮崎大学海外留学支援経費実施要領

〔 令和 8 年 3 月 1 6 日 〕
国際連携委員会決定
改正 令和 8 年 6 月 1 9 日

(目的)

第 1 この要領は、宮崎大学（以下「本学」という。）国際化に向けた留学モビリティ促進宣言で掲げている「日本人学生の国際性涵養」の取組の一環として、本学の学部学生及び大学院生（以下「学生」という。）の海外留学の費用の一部を支援することにより、学生が在学中に視野を広げ、異なる背景や価値観を理解し、多様な人と共創する力を培うための機会を創出することを目的とした、「本学海外留学支援経費（以下「本経費」という。）」の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 本経費の給付対象となる者は、海外留学開始時において、本学に在籍する日本人学生及び日本において「定住者」「永住者」等の在留資格を有する学生とする。

(支給条件)

第 3 本経費の支給条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 海外の大学等における教育又は研究等の活動、学位取得を目的としなくても単位取得が可能な学習活動、異文化体験・語学の実地修得及び研究指導を受ける活動等、海外の教育機関（あるいはそれに付属する機関）と関連して行われる各種プログラムへ参加する者。なお、協定等に基づかない留学でも構わないものとする。
- (2) 原則として、他の制度等により渡航費等に対する奨学金等を受けていないこと。ただし、各学部及び研究科（以下「学部等」という。）が実施するプログラムにおいて支給する奨学金等との併給は可とする。
- (3) 外務省「危険情報」及び「感染症危険情報」における「危険レベル」に基づく取扱いについては「宮崎大学学生の海外渡航にかかる危機管理マニュアル」に依るものとし、渡航前に「オンライン渡航届」の入力及び「危機管理マニュアルハンドブック」を受領すること。
- (4) 本経費を受給した場合、以下について協力できる者。
 - ・本学ホームページでの留学体験等の公表
 - ・留学フェア等での留学体験発表
 - ・海外来賓来学時の対応
 - ・その他、国際連携センター・国際連携課が実施する各種国際事業への協力

(給付額)

第 4 本経費の給付額は、以下のとおりとする。

- (1) 実質活動期間 8 日未満 一人あたり 1 回 4 万円
- (2) 実質活動期間 8 日以上 一人あたり 1 回 5 万円
- (3) 学部等の奨学金等受給者 一人あたり 1 回 3 万円

(支援件数)

第 5 本経費の支援件数は予算の状況によって毎年決定するものとする。

(支給方法)

第 6 本経費は、申請書（様式 1）及び誓約書（様式 2）を提出し、書類選考を経て受給対象者として決定された者が、帰国後に報告書（様式 3）を提出した場合に支給する。

(申請手続き)

第 7 本経費の受給を希望する学生は、申請書（様式 1）を作成の上、指導教員又は担任の

署名を添え、誓約書（様式2）及び日程表（様式任意）と併せて、原則渡航開始日より30日前までに、国際連携課へ提出すること。なお、申請出来るのは、一人あたり年度中1回とする。

2 本経費の募集区間、採択月及び支給月については、次の各号のとおりとする。

(1) 募集区分（毎年度）

前期：4月1日～9月末日に帰国する渡航計画であること。

後期：10月1日～3月末日に帰国する渡航計画であること。

(2) 採択月（毎年度）

前期（4月1日～9月末日帰国）の採択結果：9月頃

後期（10月1日～3月末日帰国）の採択結果：3月頃

(3) 支給月（毎年度）

前期（4月1日～9月末日帰国）の支給：9月下旬から10月下旬

後期（10月1日～3月末日帰国）の支給：3月下旬から4月下旬

（選考方法）

第8 国際連携センター長は、申請書類に基づき、予算の範囲内で国際連携センター運営委員会において受給対象者を選考し、その結果は、国際連携委員会に報告する。

2 前項の規定にかかわらず、申請額が予算額を超過した場合は、次の各号に基づき選考を行うものとする。

(1) 第3第1項第1号に規定する支給条件について、申請書（様式1）の「留学の目的」に付す番号を選考の優先順位とする。

(2) 前号によってもなお選考が必要な場合は、GPA等に基づき決定するものとする。

3 帰国後に提出される報告書（様式3）に基づき、留学中の具体的活動内容が申請書（様式1）の申請どおりの内容であったもの及び「オンライン帰国届」の入力が完了しているものについて給付を行うものとする。

（採択後の手続き）

第9 採択された学生は、帰国後1週間以内に報告書（様式3）を提出すること。なお、成績証明書や修了証明書等が発行される場合は、その写しも併せて提出すること。

（個人情報の取り扱い）

第10 本経費を運用するにあたって、学生等から収集した個人情報は、利用目的の範囲内で利用し、その目的以外の目的では利用しない。

（事務）

第11 本経費に関する事務は、国際連携機構国際連携課グローバル化推進係において処理する。

（雑則）

第12 この要領に定めるもののほか、本経費について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和8年4月1日から実施する。

2 宮崎大学学生の海外留学・研修等に対する海外学修支援制度（令和4年11月16日国際連携委員会決定）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和8年6月22日から実施する。